

議案第26号

勝山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

勝山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年9月10日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する令和元年内閣府令第7号、第8号に伴い、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

勝山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年勝山市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)	第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
第 1 節 利用定員に関する基準(第 4 条)	第 1 節 利用定員に関する基準(第 4 条)
第 2 節 運営に関する基準(第 5 条—第 34 条)	第 2 節 運営に関する基準(第 5 条—第 34 条)
第 3 節 特例施設型給付費に関する基準(第 35 条・第 36 条)	第 3 節 特例施設型給付費に関する基準(第 35 条・第 36 条)
第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準	第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
第 1 節 利用定員に関する基準(第 37 条)	第 1 節 利用定員に関する基準(第 37 条)
第 2 節 運営に関する基準(第 38 条—第 50 条)	第 2 節 運営に関する基準(第 38 条—第 50 条)
第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準(第 51 条・第 52 条)	第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準(第 51 条・第 52 条)
第 4 章 雜則(第 53 条)	第 4 章 雜則(第 53 条)

<p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。</p> <p>(10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。</p> <p>(11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。</p> <p>(10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。</p> <p>(11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。</p> <p>(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。</p> <p>(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定す</p>
---	--

<p>(新設)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> 支給認定の有効期間 法第 21 条に規定する支給認定の有効期間をいう。</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> 法定代理受領 法第 27 条第 5 項（法第 28 条第 4 項の規定において準用する場合を含む。）又は法第 29 条第 5 項（法第 30 条第 4 項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p><u>(23)</u> (略)</p> <p><u>(24)</u> (略)</p> <p><u>(25)</u> (略)</p> <p><u>(26)</u> (略)</p> <p><u>(27)</u> (略)</p>	<p>る市町村民税所得割合算額をいう。</p> <p><u>(16)</u> 負担額算定基準子ども 令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子どもをいう。</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> 教育・保育給付認定の有効期間 法第 21 条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> 法定代理受領 法第 27 条第 5 項（法第 28 条第 4 項において準用する場合を含む。）又は法第 29 条第 5 項（法第 30 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p>
--	--

<p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ_____</p> <p><u>適切な内容</u>及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容</u>及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>
--	---

2~6 (略)

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は

2~6 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項

<p>第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
--	---

<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>支給認定保護者</u>の提示する支給認定証によって、<u>支給認定の有無</u>、<u>支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</u>、<u>支給認定の有効期間</u>及び保育必要量等を確かめるものとする。</p> <p>(<u>支給認定</u>の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定の変更</u>の認定の申請が遅くとも<u>支給認定保護者</u>が受けている<u>支給認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子どもの</u>心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>の提示する支給認定証によって、<u>教育・保育給付認定の有無</u>、<u>教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</u>、<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>及び保育必要量等を確かめるものとする。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定</u>の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定の変更</u>の認定の申請が遅くとも<u>教育・保育給付認定保護者</u>が受けている<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子どもの</u>心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
--	--

<p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育<u>(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)</u>を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が</p>	<p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育_____を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額</u>をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額</p>
---	---

特別利用保育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるもの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供に要する費用（法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、

_____をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるもの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

<p><u>同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>ア 次の(1)又は(2)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</u></p> <p><u>(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円</u></p> <p><u>(2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(2)において同じ。） 5万7,700円</u></p> <p><u>（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円）</u></p> <p><u>イ 次の(1)又は(2)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</u></p>
--	--

	<p>(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p>
(4) (略)	
(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、 <u>支給認定保護者</u> に負担させることが適當と認められるもの	
5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った <u>支給認定保護者</u> に対し交付しなければならない。	
6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに <u>支給認定保護者</u> に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、 <u>支給認定保護者</u> に対して説明を行い、文書による同意	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させすることが適當と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を</p>

<p>得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u>に対し、当該<u>支給認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>支給認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>
--	--

<p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子どもの</u>心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども又はその保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子どもの保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(<u>支給認定保護者</u>に関する市への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子どもの保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、<u>次の各号</u>に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>	<p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子どもの</u>心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定保護者</u>に関する市への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子どもの保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、<u>次に</u>掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>
--	--

<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 21 条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第 24 条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否か</u>によって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第 13 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 21 条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第 24 条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否か</u>によって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p>
---	---

第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 26 条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に關しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第 27 条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書に

第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 26 条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に關しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第 27 条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書に

<p>より当該<u>支給認定子どもの保護者</u>の同意を得ておかなければならぬ。</p>	<p>じめ文書により当該<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>の同意を得ておかなければならぬ。</p>
<p>(情報の提供等)</p>	<p>(情報の提供等)</p>
<p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(苦情解決)</p>	<p>(苦情解決)</p>
<p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども</u>又は<u>支給認定保護者</u>その他の当該<u>支給認定子どもの家族</u>（以下この条において「<u>支給認定子ども等</u>」といふ。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども</u>又は<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の当該<u>教育・保育給付認定子どもの家族</u>（以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども等</u>」といふ。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4)・(5) (略)

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4)・(5) (略)

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保

が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育

を含むものとして、この章

(第6条第3項及び第7条第2項を除く。) の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」

育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ど

とする。

(特別利用教育の基準)

- 第 36 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの

も（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第 36 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19

数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあっては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規

条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28

模保育事業A型をいう。) 及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあっては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。)にあっては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員の数を1人とする。

2 (略)

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。) 及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 (略)

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握</u>に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。<u>この項</u>において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p>	<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握</u>に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。<u>以下この項から第5項まで</u>において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p>
--	--

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

（新設）

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができます。

(新設)	<p>(1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u></p> <p>4 <u>市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>
------	--

(新設)

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認

- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適當と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことによる費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認

<p>めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p>	<p>めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p>
<p>3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>
<p>（新設）</p>	<p>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p>
<p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>（利用者負担額等の受領）</p>	<p>（利用者負担額等の受領）</p>
<p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50</p>	<p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育</p>

条において準用する第14条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額

をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額

をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

<p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるもの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次<u>各号</u>に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させすることが適當と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前<u>各項</u>の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにす</p>	<p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるもの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次<u>各号</u>に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適當と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前<u>4項</u>の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって</p>
--	---

<p>るとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保</p>	<p>明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特</p>
--	---

<p>育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3. (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 49 条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第 12 条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第 19 条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 50 条 第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、<u>特定地域型保育事業</u>について準用する。この場合において、<u>第 14 条第 1 項</u></p>	<p>定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3. (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 49 条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する<u>次に</u>掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第 12 条の規定による特定地域型保育の提供の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第 19 条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 50 条 第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、<u>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育</u>について準用する。この場合において、<u>第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳</u></p>
---	---

中「施設型給付費（法第 28 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第 30 条第 1 項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」

と読み替えるものとする。

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第 19

以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下

）とあるのは「地域型保育給付費（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 19 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用して

条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

いる満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあ

<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第 52 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特定利用地</p>	<p>っては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第 5 項中「前 4 項」とあるのは「前 3 項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第 52 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し</p>
--	--

<p>域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>（前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。</u></p>	<p>特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第 2 項中</u></p>
---	---

	<p>「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども（令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(特定保育所に関する特例)</p> <p>2 特定保育所（法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第 13 条第 1 項中「<u>（法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額（特定教育・保育施設が）</u>とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「<u>定める額をいう。）</u></p> <hr/> <p>_____と、同条第 2 項中「<u>（法第 27 条第 3 項第 1 号に規定する額）</u>とあるのは「（法附則第 6 条第 3 項の規定により読み替え</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(特定保育所に関する特例)</p> <p>2 特定保育所（法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第 13 条第 1 項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子ども）</u>とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第 19 条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）と、同条第 2 項中「<u>当該特定教育・保育</u>」とあるのは「<u>当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保</u></p>

られた法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額と、同条第 3 項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第 19 条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第 6 条第 1 項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第 6 条及び第 7 条の規定は適用しない。

3 (略)

(施設型給付費等に関する経過措置)

4 特定教育・保育施設が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第 13 条第 1 項中「法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 1 号イに規定する市が定める額」と、「法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 2 号ロ(1)に規定する市が定める額」と、同条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 1 号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規

育に限る。)を除く。)

_____と、同条第 3 項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第 19 条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第 6 条第 1 項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第 6 条及び第 7 条の規定は適用しない。

3 (略)

(削る)

定する市が定める額」と、「法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 2 号口（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号口（2）に規定する市が定める額」とする。

5 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第 43 条第 1 項中「法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ（1）に規定する市が定める額」と、同条第 2 項中「法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ（2）に規定する市が定める額」とする。

（利用定員に関する経過措置）

（削る）

（利用定員に関する経過措置）

<p>6 (略) (連携施設に関する経過措置)</p> <p>7 <u>特定地域型保育事業者</u>は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 42 条第 1 項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>4 (略) (連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 <u>特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u>は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 42 条第 1 項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>
---	---

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。